

# 南陽市本社機能移転奨励金

市内の地方活力向上地域(※1)内に本社機能(※2)を移転し、雇用の増加を図った事業者に対し、奨励金を交付します。

※1 地域再生法に基づき県が策定した地域再生計画（山形県企業立地活性化計画）に記載されている地方活力向上地域

（おおむね山間部を除いた地域、詳細はお問い合わせください）

※2 企業の経営に関する意思決定、総務、経理、人事、研究開発等の機能

## 1 主な要件

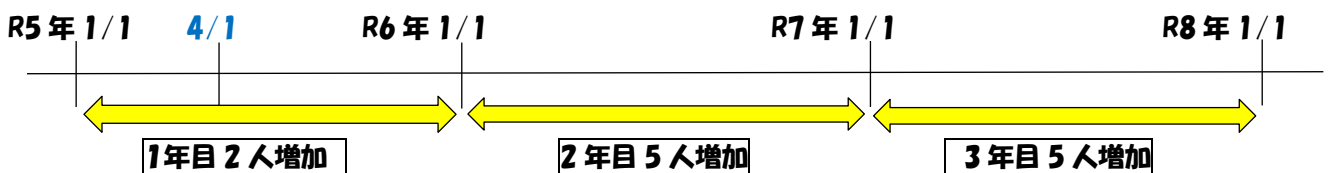
- ・市内に本社機能移転した事業者（資本金10,000千円以上）
- ・令和11年3月31日までに本社機能移転した事業者であること。
- ・本社機能移転に伴い、3年間で増加した役員及び従業員（正規雇用者）で、本市に住民登録がある方が在籍していること。

## 2 助成内容

雇用の増加1人当たり200千円（1事業者の上限：3,000千円）

- ・本社機能移転に伴い、3年間で増加した役員及び従業員（正規雇用者）で、本市に住民登録のある方を対象とする。
- ・増加人数（人数把握）の基準日は、1月1日（個人市民税の賦課期日）とし、毎年、増加人数に応じて交付する。

(例) 本社機能移転（登記年月日：令和5年4月1日）に伴い、1年目（翌年1月1日まで）に2人増加、2年目に5人増加、3年目に5人増加 合計12人増加の場合



1年目（令和5年分）：200千円/人×2人＝ 400千円

2年目（令和6年分）：200千円/人×5人＝ 1,000千円

3年目（令和7年分）：200千円/人×5人＝ 1,000千円

奨励金合計2,400千円

## 3 有効期限

令和11年3月31日まで（に本社機能移転した事業者）

### 【お問合せ先】

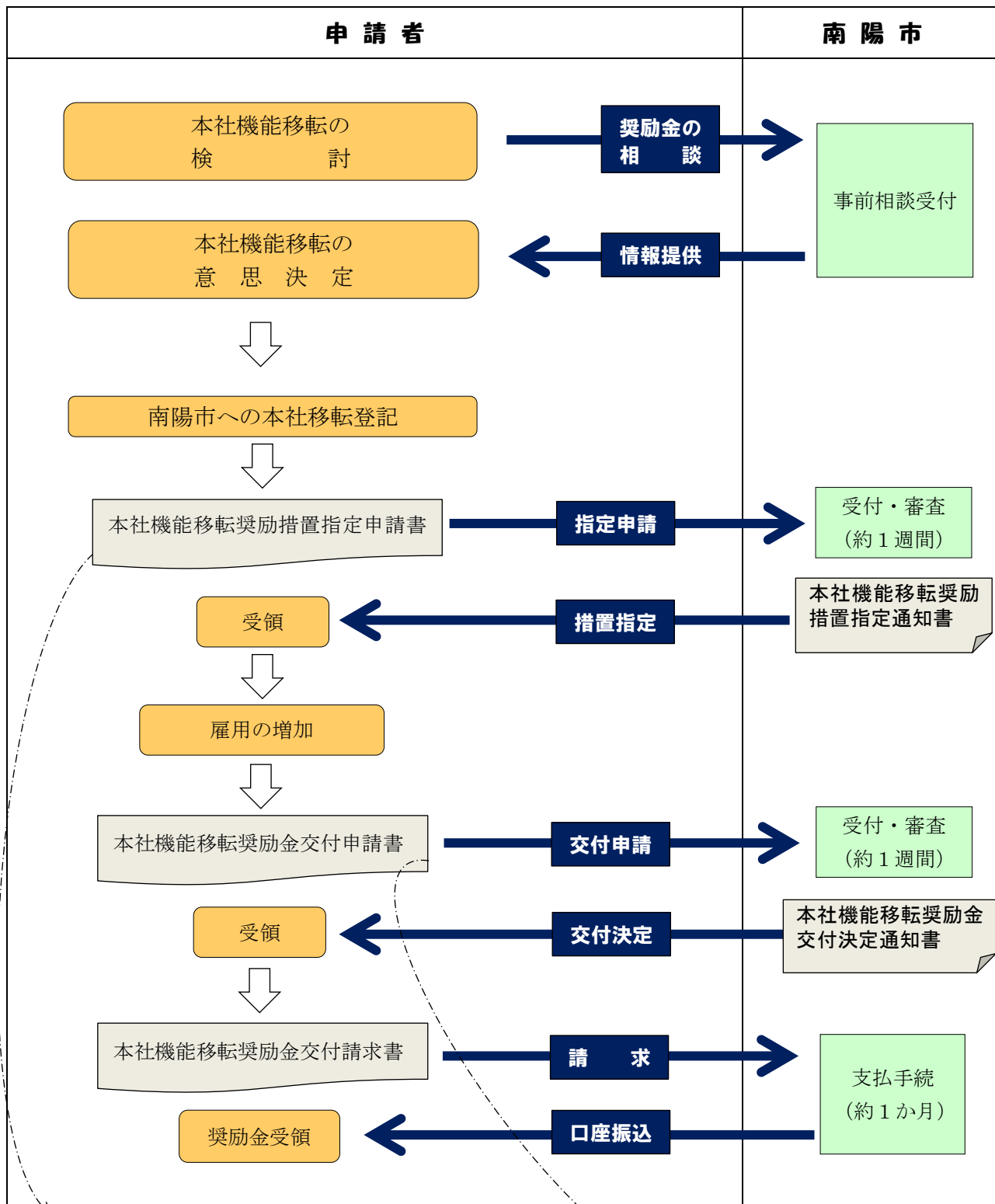
南陽市 商工観光課 商工労政係

電 話：0238-40-8294

FAX：0238-40-3422

E-mail：syoko1@city.nanyo.yamagata.jp

＜申請から奨励金受領までの流れ＞



● 【指定申請のときの提出書類】

- ①本社機能移転奨励措置指定申請書
- ②会社法人登記事項（履歴・全部）証明書の写し
- ③市内に住所を有する正社員の名簿（本社機能移転した日の年の1月1日現在のもの）
- ④納税証明書（市区町村税に滞納の無いことの証明書）
- ⑤税情報閲覧等同意書

● 【交付申請のときの提出書類】

- ①本社機能移転奨励金交付申請書
- ②市内に住所を有する正社員の名簿（本申請の日の属する年度の1月1日現在のもの）